

高智保神は高千穂地方の土地神（地主神）で、もともと添峯（そまりのたけ）といつた高千穂峰（穂触峰）くしふるの（ぬ）の神靈であつたが、天孫降臨の伝説が生じるようになったら高智保神となり、天孫ニニギ尊を祭祀する社となつた（穂触神社）。かくて智保神（高智保神）の祠は十社大明神といわれたが、いつのころか祖母嶽（怒嶽）の神靈を合祀するようになった（高千穂神社）。また三田井の東北、田岩戸村に田岩戸神社があるが、これは緒方惟栄（実日大神惟基）が旧祠と再建した社と伝えられる。

豊後大神氏が祖神として崇敬し、始祖惟基の出生をめぐる神婚伝説で有名な、直入郡姫嶽村神嶽（現在の竹田市神原）の史男霜瀨日子神社（怒嶽大明神）は祖母嶽の神靈といわれており、祖母山麓の高千穂新五ヶ所には祖母嶽神社がある。こうした神社の關係と大神氏の關係を考へるとき、十社大明神（高千穂神社）の祠官が田部氏（たんべし）であることも、大神・三田井両氏と何らかの關係があるように思われる。三田井氏のことと記録に残っているのは建久六年（一一九三）四月、高知尾莊の地頭の萬知尾三郎政重が、その領家である熊野社（紀州）の雜掌と闘着を起したことで、南北朝時代になると吉野朝廷が、官方として龍後の阿蘇氏と關係の深い高知尾莊を懐柔するため、興國二年（一一三〇）高知尾莊の實力者芝原又三郎性虎（三田井一族）に、三田井入道明覚の旧領を其文茂ことや、正平五年（一一三六）阿蘇澄澄が高知尾莊田原郷の代官職と大神政信（三田井）に譲つたことなどが阿蘇文書に見える。

そこで問題は佐伯弥四郎政直と三田井氏の關係であるが、政直が三田井氏から入つて佐伯氏を継いだという記録はないが、佐伯氏系圖がほかの一族（阿南、植田、大

野氏など）の世系を略しながら三田井氏（名だけだが）を記載し、その三田井氏系圖に政直の子として政直があること、時代が弥四郎政直とほぼ同時期であることなどが、私にこの想像をさせるのである。

（おわり）

研究

鰯網の營業許可願など

漁村羽出浦にある庄屋古文書（一三）

賛助会員 安部弥右衛門

今回日藩政の頃、漁民が鰯や「あじ」を漁るお許しを願ひ出ていた願書、請書のことを少し書くこととしよう。

次の文書は、鰯網を新規に始めたいという許可願であるが、特異な点で羽出浦の住民と、村を異にする箱浦（しげうら）の住民が、共同で營業するといふ点で、許可になつたら箱浦から引越して中越に居住するといふ、ちよつと変つたケースである。それは当然のこととて、当時中浦湾の各網代で漁業する権利は、羽出・中越両浦の住民にのみ限られていた。それで中越浦に頼み、中越に居住する承諾をとりつけているといふことを記している。



(第一資料 甲) (註一)

奉願 鵜網之事

一 鵜網 港帖

片手 羽出浦願主 久右衛門
但シ 片手 箱浦願主 平次

但シ大船之儀ハ箱浦平吉(註二)圍置申ハ右船式體借
用申ハ手船之儀ハ港艘日羽出浦久右衛門、式
艘ハ箱浦太平次所持仕ハ小船用ハ申ハ

右之網當年新規に仕出し漁事仕度奉願ハ然レハ中
越浦を居浦と仕度奉存ハ則ち中越浦に相對仕り何
の差支之モ無御座ハ御運上銀御慈悲ニ被仰付右
願之通被為仰付被下ハハ難有仕合奉存ハ奉御
願延如此ハ

享保十九年四月十六日

羽出浦庄屋 灰三郎
箱浦庄屋 喜太郎
羽出浦地目付 七郎右工門
箱浦地目付 久七
同所願主 太千次
羽出浦願主 又右衛門

進上

(註一) 第一資料 甲ハ願書、次に掲げる第一資料乙ハその
請書で、許可され各場合の運上銀上納についての承諾書で
ある。(甲、乙) 第二資料以下同様である。
(註二) 圍置ハ字が使用せず願つていたといふこと。

(第一資料 乙)

奉旨上 鵜網御請証文之事

一 鵜網 港帖

片手 羽出浦願主 久右衛門
内牛手 羽出浦願主 久右衛門

御運上銀 五百目

右之鵜網當年新規に仕出し中越浦を居浦とし漁事仕
度旨奉願外延願之通被為 仰付其上御運上銀御慈悲
之上ニ而右之通被為 仰付難有仕合奉存ハ御運上
銀之儀御定之月ニ少差無滞上納可仕ハ 依御請証文
如件

享保十九年四月十六日

羽出浦庄屋 灰三郎
箱浦庄屋 喜太郎
羽出浦地目付 七郎右工門
羽出浦願主 久右衛門
箱浦願主 太千次

次の第二資料(甲乙共)の中にある「小引[]網」につ
いては「傍」の字が書かれてあり、筆者に氏全と誤りな
またこの地方では「小引網」といふ呼名の外には「小引
○網」などの呼名は全くない。御判後又は小引何網か
御存知の方の御教示を仰ぎたい。

(第二資料 甲)

奉願小引 綱之事

一 小引 綱 老帳

但シ 十人衆

手船式帳

願主 為 右衛門

古之昔小引 綱新規ニ仕出魚事仕度旨奉願ハ、七船之儀ハ古板ヲ以造リ衆リ申度奉願ハ、御運上録御慈悲ニテ被 仰付右願之通被爲 仰付被下ハ、難有可奉存ハ 依奉願ハ延如件

享保十九寅年三月廿六日

庄 屋
地 目 付
頭 百 燈
儀 主

(註) 一、この許可願には船具一古板ヲ以テ造リ、とある。其項如

所に木札等々使用と制限していたが判る。

尚、このハ文書は正屋手許の控書であるので、「道上」の文

字と略し、この資料では必前書いてなく、この資料にも、名前

(第二資料 乙)

奉差上小引 綱御請証文之事

一 小引 綱 老帳

但シ 十人衆 願主

御運上録

百五拾目

為 右衛門

古之昔小引 綱当年新規ニ仕出し漁事仕度旨奉願ハ

延願之通被爲 仰付其上御運上録御慈悲之上ヲ以古之通被爲 仰付難有仕合可奉存ハ、然上昔御運上録之儀ハ御定之日ニ少或無滞上納可仕上ハ、依御請証文如件

享保十九寅年三月廿六日

庄 屋
地 目 付
願 主

(第三資料 甲)

奉願綱網之事

一 綱網 老帳

御運上録 七百目

地下 次 左 衛 門

古之綱同浦權左衛門年々遺漁(註)仕出当年分推左衛門綱次左衛門方に買取漁支仕度奉願ハ、尤御定御運上録之儀ハ御賦之日ニ少或無滞上納可仕上ハ、御慈悲之上右願之通被 仰付御札被下置ハ、難有可奉存ハ 依奉願ハ延如件

寛保三亥年四月十一日

庄 屋
地 目 付
願 主

次 左 衛 門
願 主

權 左 衛 門

進 上

(第三資料 乙) 古の請書方より省略す

次の二通は、前年の使用期限が終つて後、困つておつた網を、今年の使用時期が来たので、また願ひを出したものであろう。勿論運上銀は前規に異料された時と同額かようである。

(第四資料)

仕上レ下シ網之事

一 網 志帖 庄 三 部
 一同 志帖 七 部 右 衛 門
 一 小引 網 志帖 (濶) 次 左 衛 門
 (濶) 左 衛 門 七 部 門 門

右之網今月分下し漁事仕仕為御新如此御座候以上

正月廿八日 (書)

進上 庄 目 付 屋

(第五資料)

仕上卸網之事

一 小引 網 志帖 此御運上銀五百目 地 下 伴 五 郎
 一同 志帖 此御運上銀五百目 平 太 郎
 一 目 志帖 此御運上銀五百目 倉 吉

一同 志帖 此御運上銀五百目 徳 助
 一同 志帖 此御運上銀五百目 宇 七 郎
 一 小引 網 志帖 此御運上銀六拾目 岩 吉

右之網今月分御漁事仕度奉存候御慈悲之上より御札被下置候ハ、難有仕合奉存候七御運上銀之儀ハ御定之月より少後無帶上納皆済可仕上候依此段御前申上候如件

嘉永七寅年正月十四日 役 人 中 印

(第六資料 甲)

奉願白濟網代御請之事

一 白新網代御請

此御運上銀式枚

右者白濟網代当丑年中御運上銀書面之通二而御請仕度奉願候御慈悲之上より右願之通被下御前被下候ハ、網許惣百俵共迄重々難有仕合可奉存候尤御運上銀之儀若未ル十一月申上納皆済可仕上候依奉願如件

嘉永六丑年十月二日 役 人 中 印

進上 網 持 中 印

(第六資料 乙)

奉差上白崎網代御請証明之事

一 白崎網代御請

此御運上銀式枚

羽 出 浦

右者白崎網代当丑年中御請仕度奉願外延御慈悲之上
ヲ以右願之通り被為 仰付難有仕合奉存外 尤運上
銀之儀ハ米ル十一月申少共邊等上納皆済可仕上
依御請証文奉差上外延如件

嘉永六年十月二日

役 人 印
網 持 中 印

進 上

この白崎網代は、明治以降は羽出浦の網代に認められて
いるが、薄改の頃は認められていなかったため、毎年
村役人と網元が連名で使用許可願を藩庁に出して許しを
受けることになっていた。使用料は毎年銀式枚(二百匁)
を出していたようである。

然るところ、維新後の明治九年には羽出、中越、両浦の
網元、戸長、区長から、浦魚場の存借願が大分県令宛に
出されている。それによると、年間税金として、白崎
網代は税金五拾銭、外宇土網代は税金拾銭としてある。
多分それで認可されたものであるが、江戸時代には銀
式百匁の運上銀を、明治年代になって金五拾匁に方った
ことは、面白いと思う。(この願書の控書もあるが、本誌後面
の都合もあるので掲載を省きます)

江戸時代、銀六拾匁を金壹兩に換算していたとすれ

白崎網代の年間運上銀式百匁は、凡そ金三兩を歩合に当
り、当時の米三石三斗位に相当する価値があったことにな
る。

ところが明治九年に羽出浦漁民が、時の大分県令宛に
申請した白崎網代の年間使用料は、金五拾銭となつてお
り、当時の米を千代位に相当する金額にすぎず、分札の
水比へて見て年貢もそうであるうが浦々に対する運上銀
の高かつたことが考えられる。

現代の国民も税の重圧には苦しんでいる。幕藩体制が
すれ去り、明治の維新で農民は一時的にもせよ「税」
から解放され、ホッとしたりしたことである。(おわり)

(参考)

豊前、豊後に於ける年貢高(益田縣河調による)

- 中津藩(眞平氏) 七割
- 府内藩(松平氏) 六割六分
- 井築藩(〃) 六割六分
- 阿 藩(中山氏) 五割七分
- 臼井藩(稻葉氏) 六割八分
- 佐伯藩(毛利氏) 六割一分

当地方でのひどい例

- 阿 藩・宇目地庄 七割八歩(新報社会員による)
- 佐伯藩・文化二年・意波多向家の古文書(康安会員による)
- 大 越 六割二分一厘
- 市福所 七割六分三厘
- 山 口 七割二分五厘
- 府 坂 五割六分三厘(以上)